

■ミャンマー：改正外国投資法の施行細則を公布

投資委員会（MIC : Myanmar Investment Commission）は2013年2月6日、改正外国投資法の施行細則を公布した。これにより、（軍事、小規模鉱業、食品分野などの投資制限分野を除いて、外国企業による100%出資が可能になったほか、土地のリース期間が30年から50年に、免税期間が3年から5年に延長された。ミャンマー語で記された施行細則は国家計画・経済開発省（MONPED）のホームページで公開されている。